

# 霞丘陵風致地区の緑化基準の概要

緑地率 …30%以上  
接道緑化率…60%以上

## 1 緑地率(緑地面積÷敷地面積×100)

### (1)緑地面積の算定

①単独木 高木…1本あたり3m<sup>2</sup>。ただし、現況および植栽時において樹高が3mを超えるものについて  
は、その高さの7割を直径とする円の面積を緑地として算定することができる。

中木…1本あたり1m<sup>2</sup>。ただし、(以下

「高木」のただし書きと同じ)

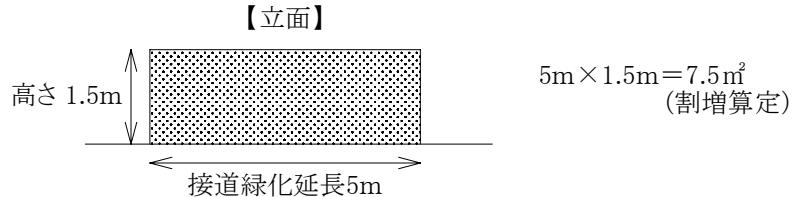
低木…その樹幹投影面積とする。

※用語の定義 高木…成木時の高さが5mを超える樹木  
中木…成木時の高さが3mを超える樹木  
低木…高木・中木以外の木竹

②生垣 幅60cmとして算出する。

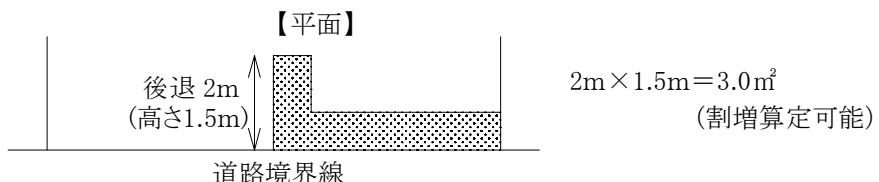
・接道部の生垣については、垂直面についても緑地面積として割増算定する。(接道緑化延長×  
生垣の高さ)

[例]



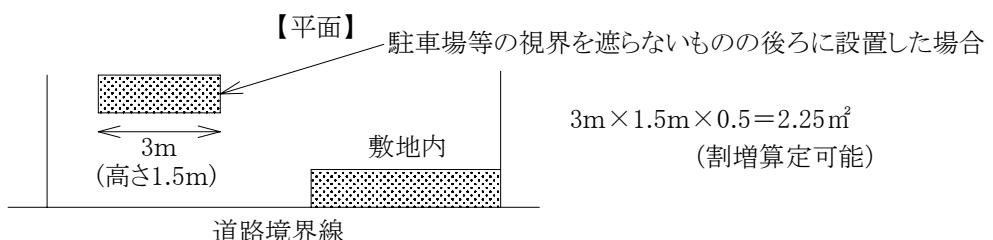
・接道部分で、生垣が敷地側に折れ込んでいる場合、道路境界から2mの位置までの生垣の垂直面についても、緑地面積に算定する。(ただし道路境界から生垣まで遮蔽物がないこと)

[例]



・道路に接していない生垣については、駐車場等の視界を遮らないものの後ろに設置したものは、  
その垂直面を緑地面積として算定する。(ただし0.5の係数を乗じる)

[例]



③芝生 植栽された樹木等と一体をなす芝生面積の2分の1を緑地面積として算定する。  
ただし、算定の上限を基準緑地面積2分の1までとする。

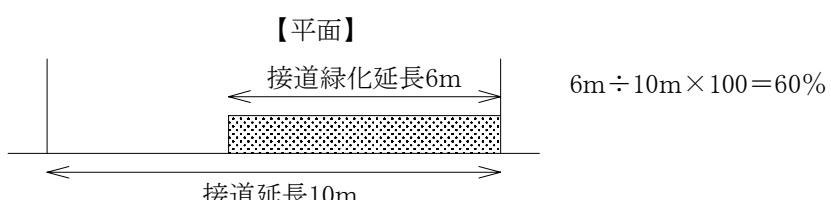
④花壇 石材等により区域を明確にし、植栽された樹木等と一体をなす草花等を植栽する場合は、  
緑地面積として算定する。

## 2 接道緑化率(接道緑化延長÷接道延長×100)

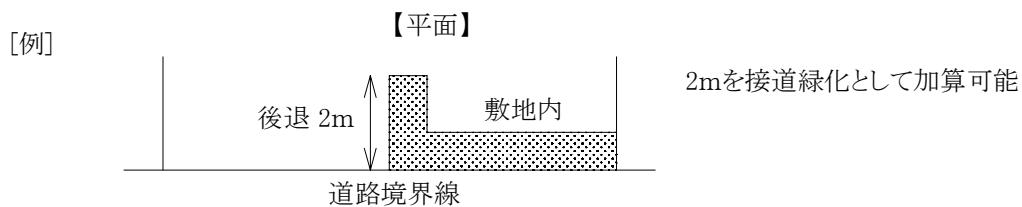
### (1)接道緑化率の算定

・接道部の生垣について、接道緑化延長として算定する。

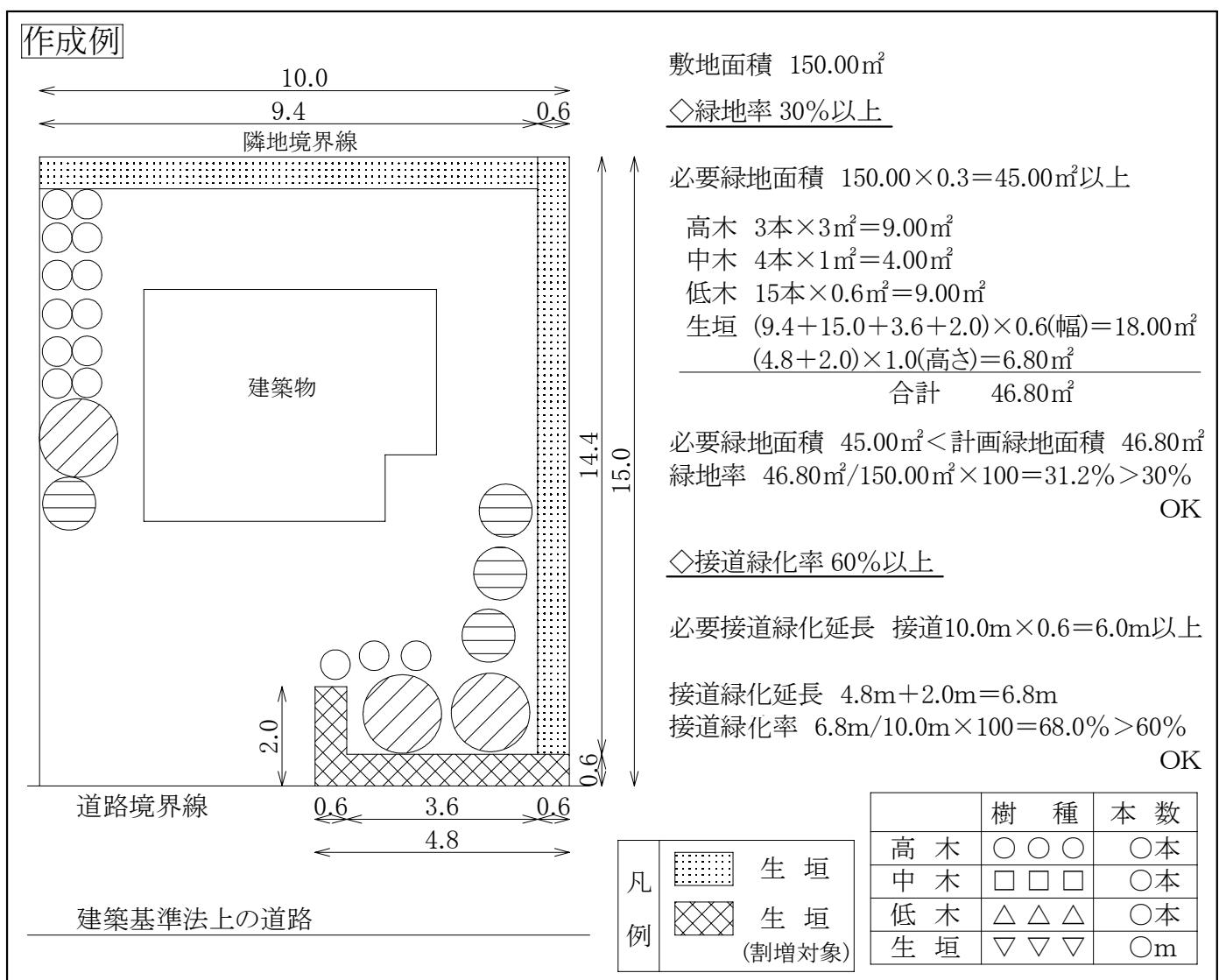
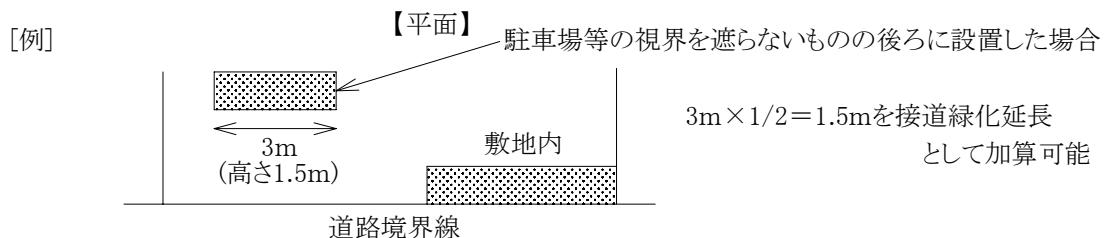
[例]



- 接道部分で生垣が敷地側に折れ込んでる場合、道路境界から2mの位置までの生垣については、接道緑化延長として算定する。(ただし、道路境界から生垣まで遮蔽物がないこと)



- 道路に接していない生垣については、駐車場等の視界を遮らないものの後ろに設置したものは、その延長の2分の1を接道緑化延長として算定する。



※緩和要件

緑化基準 (両方の基準を満たすこと)

1	緑地率	30%
2	接道緑化率	60%

緩和上限

- 道路側壁面後退距離 2.0m
- 隣地側壁面後退距離 1.0m
- 建ぺい率 30%